

## 令和3年10月の衆議院議員総選挙に係る一票の較差訴訟 最高裁大法廷判決（令和5年1月25日）について

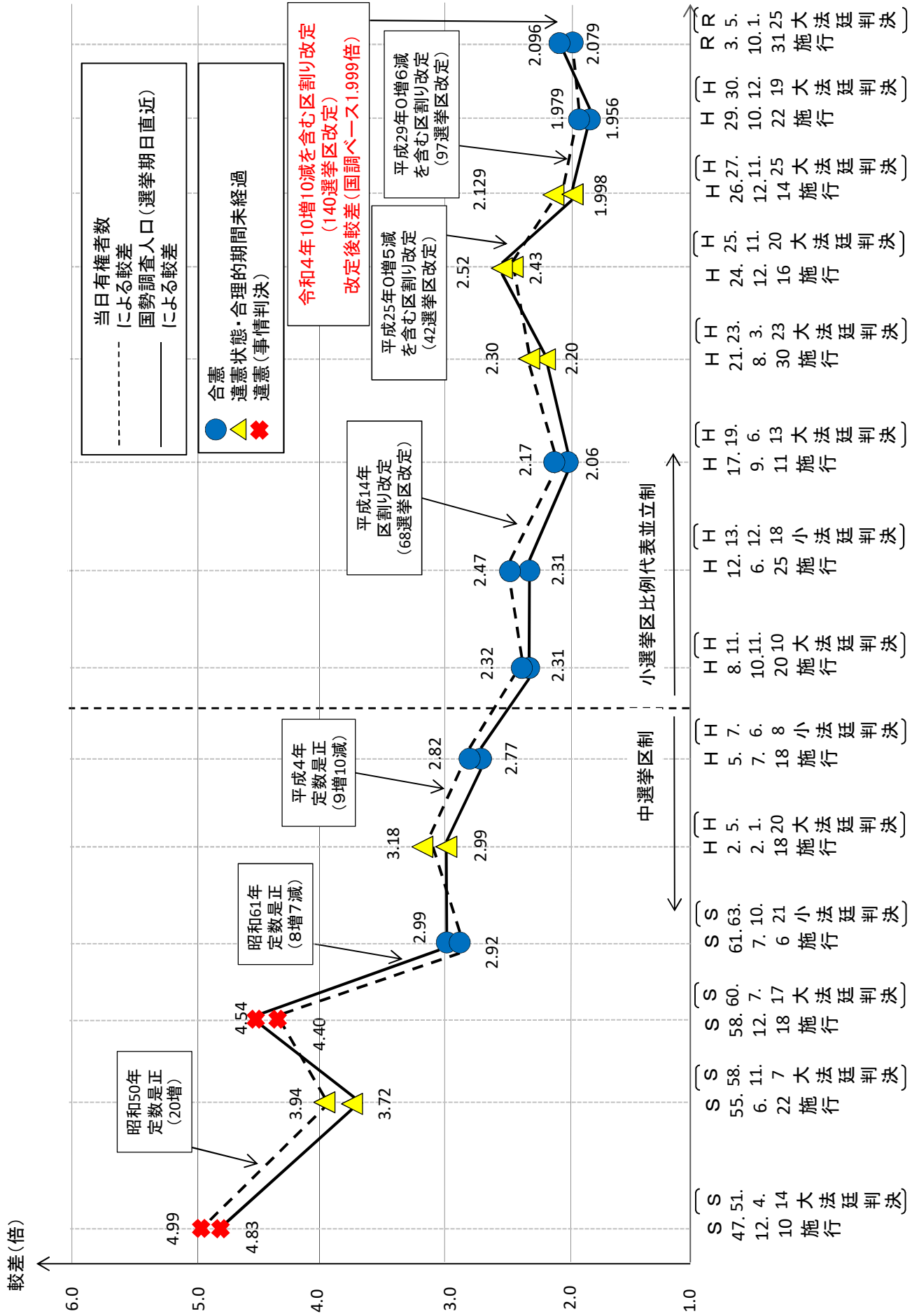
【判決】 ⇒ **合 憲**（裁判官14人の多数意見）

- 判決では、原告の請求は棄却され、
  - ・ 本件選挙は、平成30年大法廷判決が平成29年選挙当時において合憲状態と判断したのと同じ選挙区割りの下で行われたが、本件選挙当時には、選挙人数の最大較差が1対2.079になるなどしていた。しかし、平成28年法律第49号による改正後の区割制度は、選挙区の改定をしてもその後の人口異動により選挙区間の投票価値の較差が拡大し得ることを当然の前提としつつ、10年ごとに各都道府県への定数配分をアダムズ方式により行うこと等によってこれを是正することとしており、これと一体的な関係にある上記選挙区割りの下で拡大した較差も、当該制度の枠組みの中で是正されることが予定されているといえる
  - ・ このような制度に合理性が認められることは平成30年大法廷判決が判示するとおりであり、上記選挙区割りの下で較差が拡大したとしても、当該較差が憲法の投票価値の平等の要求と相いれない新たな要因によるものというべき事情や、較差の拡大の程度が当該制度の合理性を失わせるほど著しいものであるといった事情がない限り、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたとはいえない
  - ・ 本件選挙当時の較差は、自然的な人口異動以外の要因によって拡大したものであるというべき事情はうかがわれず、その程度も著しいものとはいえないから、上記の較差の拡大をもって、選挙区割りが本件選挙当時において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたものということとはできない
  - ・ したがって、本件選挙当時、公職選挙法13条1項、別表第1の定める選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったとはいえず、これらの規定が憲法14条1項等に違反するものということとはできないとされました。
- 他の裁判官の意見については、個別意見が1人（違憲・事情判決）でした。

### (参考)

- 原審（高裁）の判断
  - ・ 合憲 9件
  - ・ 違憲状態・合理的期間未経過 7件
- 今回の衆院選における最大較差
  - ・ 当日有権者数ベース 1対2.079【鳥取県第1区 対 東京都第13区】
  - ・ R2国調日本国民人口ベース 1対2.096【鳥取県第2区 対 東京都第22区】

# 衆議院議員総選挙における較差の推移



# 衆議院議員総選挙における一票の較差訴訟の判決等

第46回  
衆議院総選挙  
H24.12.16執行

最大較差  
2.43 (当日有権者数)  
2.52 (直近国調人口)

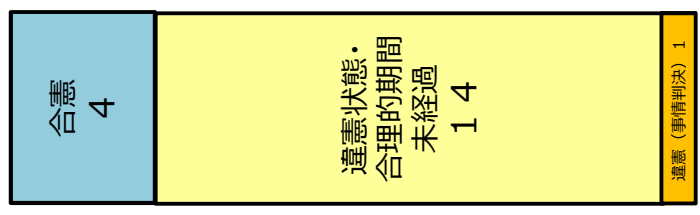
高裁判決 最高裁判決  
《17件》 (H25.11.20)  
8 高裁6支部 《裁判官意見(人)》



第47回  
衆議院総選挙  
H26.12.14執行

最大較差  
2.129 (当日有権者数)  
1.998 (直近国調人口)

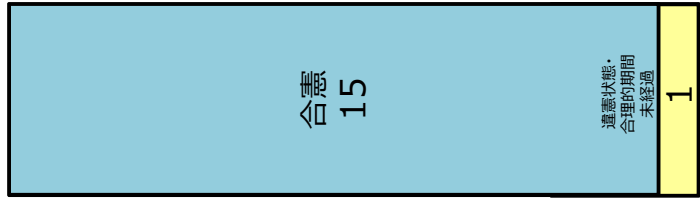
高裁判決 最高裁判決  
《19件》 (H27.11.25)  
8 高裁6支部 《裁判官意見(人)》



第48回  
衆議院総選挙  
H29.10.22執行

最大較差  
1.979 (当日有権者数)  
1.956 (直近国調人口)

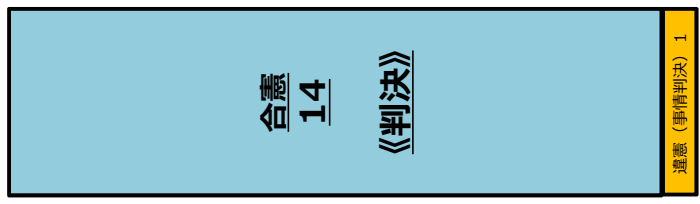
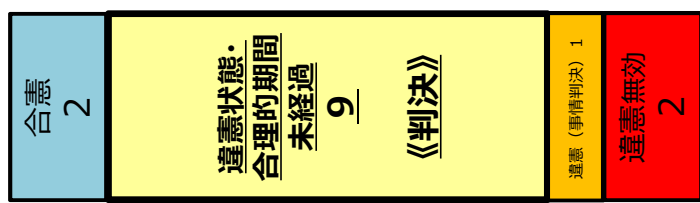
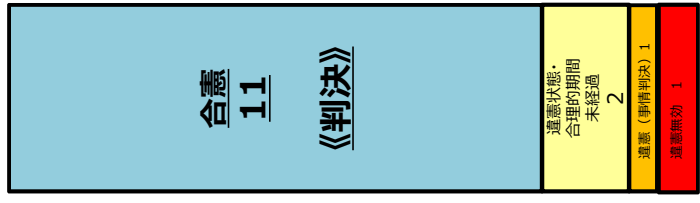
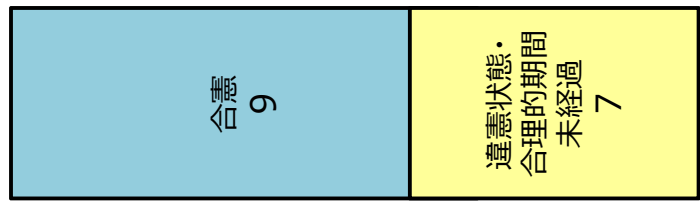
高裁判決 最高裁判決  
《16件》 (H30.12.19)  
8 高裁6支部 《裁判官意見(人)》



第49回  
衆議院総選挙  
R3.10.31執行

最大較差  
2.079 (当日有権者数)  
2.096 (直近国調人口)

高裁判決 最高裁判決  
《16件》 (R5.1.25)  
8 高裁6支部 《裁判官意見(人)》



※最高裁判決について、多数意見を構成する裁判官の補足意見については反映せず

合憲  
 違憲状態・合理的期間未経過  
 違憲(事情判決)  
 違憲無効

令和5年1月25日最高裁大法廷判決  
(令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙に係る一票の較差を巡る選挙無効訴訟)

令和4年(行ツ)第98号、第103号、第104号、第109号、第116号、  
第118号、第119号、第122号、第124号、第126号、第127号、第  
128号、第130号、第132号、第137号、第138号  
選挙無効請求事件

判決理由骨子

本件選挙は、平成30年大法廷判決が平成29年選挙当時において合憲状態と判断したのと同じ選挙区割りの下で行われたが、本件選挙当時には、選挙人数の最大較差が1対2.079になるなどしていた。しかし、平成28年法律第49号による改正後の区割制度は、選挙区の改定をしてもその後の人口異動により選挙区間の投票価値の較差が拡大し得ることを当然の前提としつつ、10年ごとに各都道府県への定数配分をアダムズ方式により行うこと等によってこれを是正することとしており、これと一体的な関係にある上記選挙区割りの下で拡大した較差も、当該制度の枠組みの中で是正されることが予定されているといえる。このような制度に合理性が認められることは平成30年大法廷判決が判示するとおりであり、上記選挙区割りの下で較差が拡大したとしても、当該較差が憲法の投票価値の平等の要求と相いれない新たな要因によるものというべき事情や、較差の拡大の程度が当該制度の合理性を失わせるほど著しいものであるといった事情がない限り、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたとはいえない。そして、本件選挙当時の較差は、自然的な人口異動以外の要因によって拡大したものというべき事情はうかがわれず、その程度も著しいものとはいえないから、上記の較差の拡大をもって、選挙区割りが本件選挙当時において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたものということとはできない。

したがって、本件選挙当時、公職選挙法13条1項、別表第1の定める選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったとはいえず、これらの規定が憲法14条1項等に違反するものということとはできない。(反対意見がある。)

令和4年(行ツ)第98号、第103号、第104号、第109号、第116号、  
第118号、第119号、第122号、第124号、第126号、第127号、第  
128号、第130号、第132号、第137号、第138号  
選挙無効請求事件

### 多 数 意 見 要 旨

1 憲法は、投票価値の平等を要求しているものと解されるが、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準ではなく、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものである。衆議院議員の選挙につき全国を多数の選挙区に分けて実施する制度が採用される場合、具体的な選挙区を定めるに当たっては、都道府県を細分化した市町村その他の行政区画などを基本的な単位として、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状况などの諸要素を考慮しつつ、国政遂行のための民意の的確な反映を実現するとともに、投票価値の平等を確保するという要請との調和を図ることが求められている。したがって、このような選挙制度の合憲性は、これらの諸事情を総合的に考慮した上でなお、国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するといえるか否かによって判断されることになり、国会がこのような選挙制度の仕組みについて具体的に定めたところが、上記のような憲法上の要請に反するため、上記の裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認することができない場合に、初めてこれが憲法に違反することになるものと解すべきである。

2 平成30年大法廷判決は、上記の基本的な判断枠組みに立った上で、平成29年選挙当時の公職選挙法13条1項及び別表第1(本件区割規定)の定める選挙区割り(本件選挙区割り)について、平成28年法律第49号により、選挙区間の投票価値の較差を相当程度縮小させその状態が安定的に持続するよう、各都道府県への定数配分を、人口に比例した配分方式の一つであるアダムズ方式により、平成32年(令和2年)以降10年ごとに行われる国勢調査(大規模国勢調査)の結果

に基づいて行い、大規模国勢調査が行われた年から5年目に当たる年に行われる国勢調査の結果に基づく選挙区間の人口の較差が2倍以上となったときは同較差が2倍未満となるように各都道府県内の選挙区割りの改定を行う制度（新区割制度）が設けられた上、同法の附則の規定により、0増6減の措置を前提に次回の大規模国勢調査が行われる平成32年（令和2年）までの5年間を通じて選挙区間の人口の較差が2倍未満となるよう本件選挙区割りが定められ、これにより同選挙当日における選挙区間の選挙人数の最大較差が縮小したことをもって、投票価値の平等を確保するという要請に応えつつ選挙制度の安定性を確保する観点から漸進的な是正を図ったものと評価し、このように、新区割制度及び本件選挙区割りから成る合理的な選挙制度の整備が既に実現されていたことから、いまだアダムズ方式による各都道府県への定数配分が行われておらず、1人別枠方式を含む区割基準に基づいて配分された定数に変更がなくこれとアダムズ方式により各都道府県の定数配分をした場合に配分されることとなる定数を異にする都道府県が存在しているとしても、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態は解消されたものと評価することができることと判示した。

本件選挙は、平成29年選挙と同じく本件選挙区割りの下で行われたものであるところ、その後、更なる較差是正の措置は講じられず、本件選挙当時には、選挙区間の較差は平成29年選挙当時よりも拡大し、選挙人数の最大較差が1対2.079になるなどしていた。しかしながら、新区割制度は、選挙区の改定をしてもその後の人口異動により選挙区間の投票価値の較差が拡大し得ることを当然の前提としつつ、選挙制度の安定性も考慮して、10年ごとに各都道府県への定数配分をアダムズ方式により行うこと等によってこれを是正することとしているのであり、新区割制度と一体的な関係にある本件選挙区割りの下で拡大した較差も、新区割制度の枠組みの中で是正されることが予定されているといえることができる。このような制度に合理性が認められることは平成30年大法廷判決が判示するとおりであり、上記のような本件選挙区割りの下で較差が拡大したとしても、当該較差が憲法の投票

価値の平等の要求と相いれない新たな要因によるものというべき事情や、較差の拡大の程度が当該制度の合理性を失わせるほど著しいものであるといった事情がない限り、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたものということとはできない。

そして、本件選挙当時における選挙区間の投票価値の較差は、自然的な人口異動以外の要因によって拡大したものというべき事情はうかがわれなし、その程度も著しいものとはいえないから、上記の較差の拡大をもって、本件選挙区割りが本件選挙当時において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたものということとはできない。

3 したがって、本件選挙当時において、本件区割規定の定める本件選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったということとはできず、本件区割規定が憲法14条1項等に違反するものということとはできない。

(多数意見を構成する裁判官は、戸倉長官、山口、深山、三浦、草野、林、岡村、長嶺、安浪、渡邊、岡、堺、今崎、尾島各裁判官の14名)

令和4年(行ツ)第98号、第103号、第104号、第109号、第116号、  
第118号、第119号、第122号、第124号、第126号、第127号、第  
128号、第130号、第132号、第137号、第138号  
選挙無効請求事件

### 個別意見要旨

[宇賀裁判官の反対意見]

1 現行憲法上、衆議院議員の選挙において、有権者には等価値の投票権が付与されており、立法者は、1票の価値の較差がない状態をデフォルトとして制度設計をしなければならない。投票権も公共の福祉による制約に服するので、完全に1対1の状態が実現できるわけではないが、立法者は、1票の価値の不平等が、公共の福祉による制約としてやむを得ないことにつき説明責任を負い、投票価値の不均衡が、合理性を欠く制約によりもたらされていれば、違憲といわざるを得ない。

選挙区を設けること自体は、合理的な理由に基づくものである限り、それによって1票の価値が完全に等しくならなくても、公共の福祉による制約として許容される。そして、選挙区制度を採用する場合には、選挙区の範囲を設定するに当たり、地方公共団体の区画を考慮することも、それによって許容できないような投票価値の不均衡をもたらさない範囲では可能と考えられる。選挙区を設ける場合、必然的に選挙区間における人口の移動が生じ、区割規定の改正には、一定の時間を要するし、選挙制度の安定の要請から、区割規定の見直しを合理的な期間ごとに行う制度とすることも許容されると考える。しかし、平成23年大法廷判決が違憲状態であったとした1人別枠方式を含む区割基準に基づいて配分された定数が変更されていない都道府県が相当数ある本件選挙区割りについては、1票の価値に不均衡が生ずるやむを得ない事情があるとはいえない。したがって、平成30年大法廷判決の多数意見と異なり、平成29年選挙時の本件選挙区割りは違憲状態を解消するものとはいえなかったと考える。そして、国会において更なる較差是正措置が講じられないまま行われた本件選挙時の本件選挙区割りも、違憲状態を脱したとはいえない。



2 当審は、(i) 定数配分又は選挙区割りが投票価値の較差において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っているか否か、(ii) 上記の状態に至っている場合に、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとして定数配分規定又は区割規定が憲法の規定に違反するに至っているか否か、(iii) 当該規定が憲法の規定に違反するに至っている場合に、選挙を無効とすることなく選挙の違法を宣言するにとどめるか否かという判断枠組みに従って審査を行っており、このような手法が採られてきたのは、憲法の予定している司法権と立法権の關係に由来するものと考えられると説明してきた。しかし、違憲状態にあれば違憲であると判示したとしても、その是正方法については国会の立法に委ねられることに何ら変わりはなく、そのことが憲法の予定する司法権の限界を超えとか、立法権の侵害になるということにはならない。したがって、選挙時点で定数配分又は選挙区割りが客観的に違憲状態にあった以上、それはすなわち公職選挙法の区割規定が違憲であるといつてよいと考える。

3 以上のように考えれば、本件区割規定が違憲である以上、本件選挙を無効とするのが原則ということになる。しかし、公職選挙法204条の規定に基づく1票の価値の不均衡を争う訴訟は、本来、同条が予定していた訴訟でないにもかかわらず、投票権という国民主権の基本を成す権利について司法救済の道がないことは不合理であるから、同条の規定を形式的に利用して、実質的に、判例法としての基本権訴訟を創出したものと考えられる。したがって、判決の在り方についても、司法府と立法府との役割分担を踏まえて、柔軟に判断することが例外的に許容されるところ。そして、平成23年大法廷判決後、数回の法改正が行われ、次回の衆議院議員総選挙は、1人別枠方式の影響を排除した選挙区割りの下で行われることが見込まれるなど、国会が、漸進的ではあれ、投票価値の不均衡を縮小するための努力を重ね、今後も不断の見直しを行うことを宣明していることは評価されるべきであり、このことに照らし、本件選挙については、無効とすることはせず、違法であることを宣言するにとどめるのが適当であると考えられる。